

1. 事業の概要

平成19年3月にとりまとめた「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」に基づく戦略的環境アセスメント（S E A）では、早い段階から幅広い環境情報を踏まえて検討を進めることが適切な環境配慮につながるため、計画策定者等と環境省とが早くから緊密な協議を重ねる必要がある。S E Aの対象となる計画は関係省の地方支分部局で検討・策定されるものが多く、地方環境事務所で審査と緊密な協議を行う必要がある。

適切に審査・協議を行うためには、計画策定者等の検討状況等の情報や地域の環境情報等地域に根ざした幅広い情報を適時的確に収集・整理することが不可欠であり、地方環境事務所の職員を補佐する人員が必要となる。

一方、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の終了後では、事後調査報告書の収集や現地踏査等を通じ、事業実施段階で環境大臣意見等を踏まえた適切な環境配慮を確保するとともに、地域特性を踏まえた環境保全措置の適用の可能性等を検証する必要がある、今後も環境大臣意見を述べた案件は累積していくことから、地方環境事務所を通じたフォローアップを充実させる必要がある。

このため、地方環境事務所において、S E Aの審査・協議や環境影響評価手続終了後のフォローアップの充実に当たり、一つの事務所において、退職した団塊世代の地方公務員等、地域の環境情報に詳しい者を「アセス・サポーター」として活用し、その効果を実証するとともに、最も効率的な業務形態の構築を図る。

2. 事業計画

H20年度：アセス・サポーターの効果・特性の把握

H21年度：前年度の結果を踏まえた効率的な業務形態の構築

3. 施策の効果

- ・アセス・サポーターを活用しながらS E A導入ガイドラインに基づく審査・協議を行うことで計画段階において適切な環境配慮がなされること。
- ・アセス・サポーターを活用することで地域特性を踏まえた効果的な環境保全措置が確実に実施されること。
- ・退職した団塊世代の活躍の場が拡大すること。

4. 備考

委員等旅費	987千円
環境保全調査費	10,070千円

(改) 環境影響評価体制強化モデル事業《11百万円》

※ 他、当該経費に係る(目)職員旅費については、(項)地方環境事務所共通経費に計上している

